

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月23日

生駒市公平委員会委員長 吉田 豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「理事」及び「局長」を削り、「主幹」を「主幹 指導主事」に、「財政課の財政係長」を「財政課の財政係長 子ども課の保育係長及び子ども係長」に改め、同表会計課の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同表福祉事務所の項中「指導主事」及び「子ども課の保育係長及び子ども係長」を削る。

別表第2衛生処理場の項及び清掃センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日から適用する。